

向陽

地域と企業

身近な相談

商工会

Vol.47

発行日/平成23年1月5日

■発行/東御市商工会広報委員会 ■発行人/柳橋 勝 ■印刷/東部プリント



- 新年のごあいさつ…………… 2
- 商工会法施行50周年記念式典…………… 3
- 商工会館移転について…………… 3
- インフォメーション…………… 4

謹賀新年



新年のごあいさつ

東御市長 花岡利夫

新年あけましておめでとうございます。東御市商工会会員の皆様におかれましては、平成23年の新春を健やかに迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日頃より市政の運営におきまして、会員の皆様には格段のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、日本の景気は、世界同時不況以降の回復の兆しに乏しく、学卒者の就職内定率が過去最低水準にあるなど、社会経済の

慢性的な閉塞感から脱却できない状況が続いており、迷走する国政と相俟って、社会全体に不安の影を落とすとともに、自治体は厳しい財政運営を強いられていることに危機感を抱いております。

しかしながら、こうした逆境の中、今年度は市制施行八年目を迎え、揺籃期から発展・成長を遂げる過程にあつて、これまでの歩みを着実に進め、真の東御市らしさの溢れるまちづくりを展開する年にしていか

なければなりません。

そのためにも、これまで取り組んできたした住民主体のまちづくりを更に進め、総合計画の基本理念である『さわやかな風と出会いの元気発信都市』の構築に向けて着実に推進してまいります。時代の変化を的確に捉え、市の抱える喫緊にして重要な諸課題に対しては、因習や前例に捉われることなく議論を重ね、市民の皆様とともに考え、「持続可能な美しいふるさと・東御市」を創ってまいりたいと考えております。

結びに、東御市商工会の益々のご隆盛をお祈り申し上げますとともに、会員皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。



新年のごあいさつ

東御市商工会長 柳橋 勝

新年あけましておめでとうございます。会員各位におかれましては、輝かしい新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

日頃は商工会の運営にご理解ご協力を頂き、誠にありがとうございます。おかげをもちまして、本商工会の平成二十二年度事業も順調に推移してまいりました。

一昨年は深刻な経済不況のもとで休止を余儀なくされた花火大会ですが、昨年は関係各位の絶大なご支援のもとで復活させることができました。まだまだ厳しい

不況が続く中で寄せられた多額のご負担に対し、心から感謝申し上げる次第であります。

平成二十二年度は商工会法の施行五十年、並びに、かつての東部町と北御牧村それぞれの商工会設立五十年と、記念すべき年であります。

五十周年に関連する事業といたしまして、BCリーグ信濃グランセローズの協力による「東御市の日」事業、青年部の皆さんにご尽力いただいた田中花市の記念抽選会事業、そして、ご来賓及び会員、総勢

百三十七名の皆様にご参集いただき、記念講演会と記念式典等を開催いたしました。さらに、天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、日本武道館において開催された全国商工会連合会の記念式典にも、役員多数が出席し、決意を新たにいたしました。

東御市の舞台が丘整備計画に伴う旧北御牧支所への事務所移転につきましても、関係各位のご理解ご協力のもと滞りなく進めることができました。移転に伴い、遠くになってしまった会員の皆様には、大変ご迷惑をお掛けしますが、可能な限り巡回等にて対応いたしますと存じます。

年頭にあたり、会員企業の益々のご隆盛と各位のご活躍を心よりご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

商工会法施行50周年記念式典開催

東御市商工会は、去る平成22年10月17日(日)、ラ・ヴェリテにおいて商工会法施行50周年記念式典を開催しました。

記念式典では、柳橋商工会長による式辞のあと、商工会50年の歩み(東御市商工会年表)の概況報告がありました。その後、50周年記念表彰として、長野県商工会連合会会長特別表彰(役員特別功労者7名)、会員事業所永年勤続従業員表彰(勤続30年以上5名、勤続20年以上14名)の受

賞発表が行われました。

当日は、東御市長を始めとして、多数の御来賓各位のご臨席を頂き、また会員事業所からも多数のご出席を頂き、盛大に式典が挙行されました。

式典に先立ち、講師に政治評論家岩見隆夫氏をお招きした記念講演(演題)「どうなる日本の政治・経済」も行われました。氏自らが政治記者ならびに政治評論家として長年にわたり培ってきた独自の知見に基づき、

現在の政治・経済における閉塞状況を見事に分析され、わかりやすい語り口でご講演いただきました。



演題「どうなる日本の政治・経済」
講師 政治評論家 岩見隆夫 先生

【記念式典次第】

■ 第一部

記念講演

■ 第二部

記念式典

開会の辞

物故者黙祷

式辞

来賓祝辞

閉会の辞

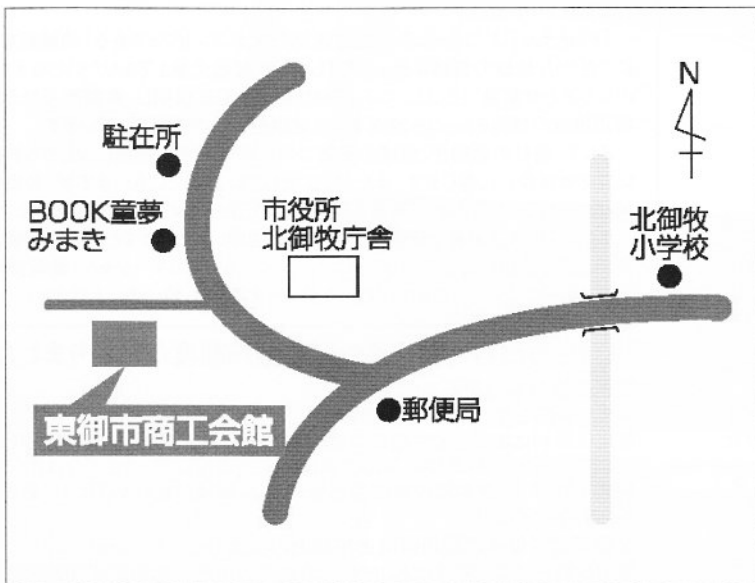
■ 第三部

祝宴

商工会館移転が移転しました

商工会では東御市舞台が丘整備基本構想を受け、昨年来、内部に会館研究専門委員会を設け、高橋史尚委員長を中心にして今後の商工会のあり方等について長期間検討を続けて参りました。その結果、今春開催の通常総代会において「将来的な事柄は、関係する皆様の理解が得られるよう鋭意努力する」という条

件を付し、商工会館の北御牧支所への移転が可決されました。
この決定を受け、昨年11月8日に商工会館は北御牧支所に移転いたしました。移転に際し、皆様にはご迷惑をおかけ致しますが特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。



※移転後の住所・連絡先は下記の通りとなっております。

【東御市商工会】

住 所：〒389-0404 東御市大日向224-5
TEL:0268 (67) 3382
FAX:0268 (67) 2107
MAIL: info@tomi-city.jp

定時定路線バス定期券・回数券と レッツ号回数券の

販売所追加についてお知らせ

定時定路線バス定期券、回数券とレッツ号回数券を「しなの鉄道田中駅」でも販売いたしますので、皆さまご利用ください。

●追加販売所

しなの鉄道 田中駅 ☎62-0103

●問い合わせ先

東御市商工会 ☎67-3382 商工観光課 観光係 ☎67-1034

とうみレッツ号からのお願い

レッツ号をご利用の際も、シートベルトを正しくしっかりと着用しましょう。

*冬期は路面状態により遅れや運休が予想されますので、時間に余裕をもってご予約ください。

*戸口までお迎えに行かない場合があります。ご了承ください。



●問い合わせ先

東御市商工会内 とうみレッツ号受付センター ☎67-1003

新春経済講演会

日時：平成23年1月14日(金) 午後3時～

場所：東御市県「平安閣 御牧」

演題：「地域自立型の国づくり」
～未来のあるべき国の形～

講師：前高知県知事

橋本 大二郎氏

編集後記

新年あけましておめでとうございます。商工会報「向陽」の新年号をお届けします。

早速ですが、ベストセラー本「もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら」をご存知でしょうか？ 野球部の女子マネージャーがドラッカーの「マネジメント」を活用して野球部を変革し、甲子園を目指して奮闘する物語です。

組織経営論としての「マネジメント」という言葉を知らなかった私には目からウロコ。組織にかかわる人々を生き生きとさせ、高度な成果を上げるために必要なプロセスが、初心者にもわかりやすい文章で描かれています。

東御市商工会は、企業の身近な相談所。経営改善のために、気軽に利用しましょう。会員の皆様が生き生きと、実りある成果を残されますように。今年もよろしくお祈りいたします。(藤澤)

東御市商工会

〒389-0404 大日向224-5 TEL.67-3382 FAX.67-2107
URL: http://www.tomi-city.jp/ E-mail: info@tomi-city.jp

事業者の皆様へ

個人住民税の特別徴収の実施について

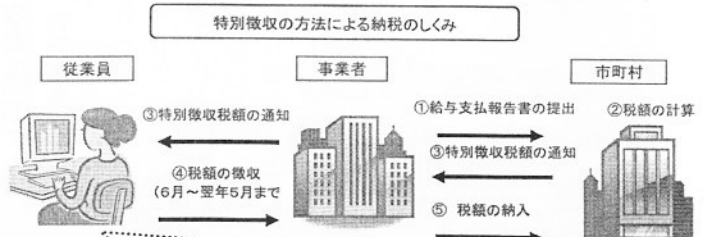
■個人住民税の特別徴収とは、

事業者(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月従業員の給与から個人住民税(市町村民税・県民税)を特別徴収(天引き)し、従業員の住所地の市町村へ納入していただく制度で、法定義務となっています。

〔地方税法第321条4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者はすべて、原則として特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。〕

■特別徴収の事務は、

毎年5月に市町村から事業者(特別徴収義務者)あてに「特別徴収決定通知書」を送付しますので、その税額を毎月の給料から特別徴収し、翌月10日までに合計税額を各従業員の住所地へ納入していただきます。



- ★ 従業員の方にとって便利な制度
これまで納付書により年4回納めていた従業員の方については、
・事業者が納税するため、納税の手間が省ける、納め忘れがなくなる
・年12回の納税になるため、1回あたりの負担が少なくてすむ

事業者(給与支払者)の皆様におかれましては、
法令に基づく適正な特別徴収の実施を早期にお願いします。

「FMとうみ」よりごあいさつ

商工会会員の皆様、あけましておめでとうございます。平成22年10月3日に開局いたしました株式会社エフエムとうみ(放送局名「FMとうみ」)でございます。平素は格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。又、今般は、商工会会員として加入をさせていただき、厚く御礼申し上げます。

当社は、コミュニティFM放送事業を主事業として、これに関連する事業も併せて行っています。

「FMとうみ」は、コミュニティFM放送局の基本コンセプトである「地域密着」にこだわり、地域の皆様にととの「しあわせ創造企業」でありたいと考え、この「しあわせ創造」をコミュニティFM放送を中心に展開し、東御市及びその周辺地域の情報をもつばら放送する地域限定メディアを目指しています。

そして、当社の活動が、地域の元気づくり、地域経済の進展に少しでもお役に立てれば幸いです。また、創立間もない当社でございますが、会員の皆様には、何卒、ご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

また、当社放送事業を営業、CM活動にご活用いただきますとともに、今後の番組編成、放送にあたり、スポットコマーシャル、タイムコマーシャル(番組提供スポンサー)について、ご用命を賜りますよう、よろしくお祈り申し上げます。

事業主・労働者の皆さまへ雇用保険制度が変わりました!

○雇用保険料率の変更(H22.4.1施行)

事業主負担 9.5/1000、労働者負担 6/1000に変更されました。

雇用保険料は事業主と労働者の双方が負担し、賃金の総額に料率をかけて算定します。また、雇用保険料率の変更は平成22年度に限ったものではなく、毎年見直しされます。事業所の事務担当者の方は、年度が変わる4月には、新たな料率を確認してください。

○有期契約労働者の雇用保険適用範囲の拡大(H22.4.1施行)

雇用保険には加入要件があります。①1週間の所定労働時間が20時間以上であること。②31日以上雇用見込みがあること。の2つです。改正前は6か月以上の雇用見込みが必要でしたので、雇用保険に加入できる範囲が広がりました。

○雇用保険遡及適用期間の拡大(H22.10.1施行)

雇用保険にさかのぼって加入する場合、これまでは最大2年前までしかさかのぼりませんでした。改正後は給与明細等の書類により確認できる場合に限って、2年を超えて雇用保険を遡及適用できるようになりました。雇用保険適用の手続きは、労働者ひとりひとりについて行います。手続きしていたつもり…ということのないように、従業員の雇用保険適用状況をご確認ください。

*ご不明な点等ございましたら、ハローワーク上田・雇用保険適用係までご連絡ください。
(電話番号:0268-23-8609)

東御市商工会広報委員会

委員長 藤澤 拓應 副委員長 白川登志子
委員 新保 伸二・細谷 順三